

健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第1節「入院基本料」に示される各種加算の取扱い

病棟区分	1.30倍、1.01倍できるもの	健保点数	1.30倍、1.01倍できないもの	健保点数	
一般病棟入院基本料			14日以内の期間の加算	450点	
			15日以上30日以内の期間の加算	192点	
			救急・在宅等支援病床初期加算(14日限度)	150点	
療養病棟入院基本料	褥瘡対策加算 1	15点	急性期患者支援療養病床初期加算(14日限度)	300点	
	褥瘡対策加算 2	5点	在宅患者支援療養病床初期加算(14日限度)	350点	
	慢性維持透析管理加算	100点	経腸栄養管理加算(7日限度)	300点	
	在宅復帰機能強化加算	50点			
	夜間看護加算	50点			
	看護補助体制充実加算 1	80点			
	看護補助体制充実加算 2	65点			
	看護補助体制充実加算 3	55点			
結核病棟入院基本料			14日以内の期間の加算	400点	
			15日以上30日以内の期間の加算	300点	
			31日以上60日以内の期間の加算	200点	
			61日以上90日以内の期間の加算	100点	
精神病棟入院基本料	精神保健福祉士配置加算	30点	14日以内の期間の加算	465点	
			15日以上30日以内の期間の加算	250点	
			31日以上90日以内の期間の加算	125点	
			91日以上180日以内の期間の加算	10点	
			181日以上1年以内の期間の加算	3点	
			救急支援精神病棟初期加算(14日限度)	100点	
			重度認知症加算(1月以内の期間)	300点	
特定機能病院入院基本料	看護必要度加算 1	55点	一般病棟14日以内の期間の加算	712点	
	看護必要度加算 2	45点	一般病棟15日以上30日以内の期間の加算	207点	
	看護必要度加算 3	25点	結核病棟30日以内の期間の加算	330点	
	入院栄養管理体制加算	270点	結核病棟31日以上90日以内の期間	200点	
			精神病棟14日以内の期間の加算	505点	
			精神病棟15日以上30日以内の期間の加算	250点	
			精神病棟31日以上90日以内の期間の加算	125点	
			精神病棟91日以上180日以内の期間の加算	30点	
			精神病棟181日以上1年以内の期間の加算	15点	
専門病院入院基本料	看護必要度加算 1	55点	14日以内の期間の加算	512点	
	看護必要度加算 2	45点	15日以上30日以内の期間の加算	207点	
	看護必要度加算 3	25点			
	一般病棟看護必要度評価加算	5点			
障害者施設等入院基本料	夜間看護体制加算	161点	14日以内の期間の加算	312点	
			15日以上30日以内の期間の加算	167点	
			看護補助加算(14日以内の期間)	146点	
			看護補助加算(15日以上30日以内の期間)	121点	
			看護補助体制充実加算 1(14日以内の期間)	176点	
			看護補助体制充実加算 2(14日以内の期間)	161点	
			看護補助体制充実加算 3(14日以内の期間)	151点	
			看護補助体制充実加算 1(15日以上30日以内の期間)	151点	
有床診療所入院基本料	夜間緊急体制確保加算	15点	有床診療所急性期患者支援病床初期加算(21日限度)	150点	
	医師配置加算 1	120点	有床診療所在宅患者支援病床初期加算(21日限度)	300点	
	医師配置加算 2	90点	看取り加算	1,000点 又は2,000点	
	看護配置加算 1	60点	介護障害連携加算 1	192点	
	看護配置加算 2	35点	介護障害連携加算 2	38点	
	夜間看護配置加算 1	105点			
	夜間看護配置加算 2	55点			
	看護補助配置加算 1	25点			
	看護補助配置加算 2	15点			
	栄養管理実施加算	12点			
	有床診療所在宅復帰機能強化加算(15日以降)	20点			
	有床診療所療養病床入院基本料	褥瘡対策加算 1	15点	有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算(21日限度)	300点
		褥瘡対策加算 2	5点	有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算(21日限度)	350点
		栄養管理実施加算	12点	看取り加算	1,000点 又は2,000点
有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算		10点			
	慢性維持透析管理加算	100点			
算定方法	(入院基本料+加算点数)×1.3		(入院基本料×1.3)+加算点数		
	(入院基本料+加算点数)×1.01		(入院基本料×1.01)+加算点数		